

えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章（この条を除く。）」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、平成四年九月三十日以前に老人保健施設（施行法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設されたものについての第五条第二項第二号の適用については、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第三条 みなし介護老人保健施設であつて、介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）第一条の規定による廃止前の老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第三条の規定の適用を受け平成十二年四月一日前に老人保健施設として開設していたものの設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第六条第一項第二号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第四条 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けて平成十二年四月一日前に老人保健施設として開設していたものの設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第六条第一項第五号イの規定は、適用しない。

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病

床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。）を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。）を行い、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

- 一 必要な広さを有するものとし、機能訓練室と合計した面積は、三平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。
- 二 一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有すること（機能訓練室の面積が四十平方メートル以上の場合に限る。）。

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項第一号の規定は、適用しない。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第六条第一項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所

の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四十五条第四項第五号イの規定にかかわらず、廊下の幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

第十条 平成十七年十月一日以前に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第三条の規定による改正前の省令（以下「旧省令」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるものについては、この条例の施行後最初の許可の更新までの間は、旧省令第六章の規定の例によることができる。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十八号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 人員に関する基準（第四条）
- 第三章 設備に関する基準（第五条―第七条）
- 第四章 運営に関する基準（第八条―第四十一条）
- 第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十二条・第四十三条）
 - 第二節 設備に関する基準（第四十四条―第四十六条）
 - 第三節 運営に関する基準（第四十七条―第五十五条）
- 第六章 雑則（第五十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第一百十条第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設（旧法第四十八条第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、介護保険法の例による。

(基本方針)

第三条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定介護療養施設サービス（旧法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するように努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

二 療養病床に係る病室により構成される病棟（療養病床に係る病室が病棟の一部である場合は、当該病棟の一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適当数

五 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、一以上

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室におけ

る入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 介護支援専門員 一以上

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次のとおりとすること。

イ 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟（イの規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

4 前三項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。

5 第一項から第三項までの常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常

勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

- 9 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サ―ビスを担当する医師としなければならない。
- 10 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第三章 設備に関する基準

第五条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - 二 療養病床に係る病室の床面積は、内りによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上とすること。
 - 三 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接するものの幅は、内りによる測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に病室がある場合の廊下の幅は、内りによる測定で、二・七メートル以上とすること。
 - 四 機能訓練室は、内りによる測定で四十平方メートル以上の床面積を有するほか、必要な器械及び器具を備えること。
 - 五 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族とが談話を楽しめる広さを有すること。
 - 六 食堂は、内りによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること。
 - 七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
- 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第六条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - 二 療養病床に係る病室の床面積は、内りによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上とすること。
 - 三 患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接するものの幅は、内りによる測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に病室がある場合の幅は、内りによる測定で、二・七メートル以上とすること。
 - 四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有するほか、必要な器械及び器具を備えること。

- 五 談話室は、療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族とが談話を楽しめる広さを有すること。
 - 六 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること。
 - 七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。
- 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第七条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能訓練室、ダイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
 - 二 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上とすること。
 - 三 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供されるものを除く。）の床面積は、入院患者一人当たり十八平方メートル以上とすること。
 - 四 患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接するものの幅は、内のりによる測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に病室がある場合の廊下の幅は、内のりによる測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三條の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）とすること。
 - 五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有するほか、専用の器械及び器具を備えること。
 - 六 ダイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人当たり二平方メートル以上とすること。
 - 七 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること（ダイルームを食堂として使用する場合を含む。）。
 - 八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮して、できる限り広いものとすること。
- 3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第八条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第二十八条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該患者の同意を得なければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第九条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、患者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該患者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退院)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者に対し指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員の数から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況

等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時に療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合は、入院患者に対し退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、入院患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者及び退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第十四条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院する介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十五条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）を提供した際には、入院患者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 当該入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 当該入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入院患者に負担させる

ことが適当と認められるもの

- 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入院患者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十六条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入院患者に対し交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第十七条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導し、又は説明しなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十八条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。

- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて当該入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、当該入院患者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、当該入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入院患者の家族の希望を勘案して、当該入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対し説明し、文書により当該入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入院患者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 定期的に入院患者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入院患者が旧法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入院患者が旧法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第十九条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、厚生労働大臣が別に定める基準によらなければならない。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ばず影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、当該入院患者又はその家族に対し適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行うこと。
- 五 厚生労働大臣が別に定めるもののほか、特殊な療法又は新しい療法等を行ってはならないこと。
- 六 厚生労働大臣が別に定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合は、この限りでない。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求めるとその他の診療についての適切な措置を講ずること。

(機能訓練)

第二十条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、当該入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清しきししなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、褥瘡^{びびき}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者に対し、離床、着替

え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

- 7 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び医学的管理の下における介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二條 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の食事について、入院患者の自立の支援に配慮して、できる限り離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十三條 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入院患者に関する市町村への通知)

第二十四條 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なく指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- 三 偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十五條 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、同時に他の病院又は診療所を管理する者であつてはならない。ただし、医療法第十二条第二項の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホームその他の社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(管理者の責務)

第二十六條 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十七条 計画担当介護支援専門員は、第十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(運営規程)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十四条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者により指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入院患者の特性等を踏まえ、入院患者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入院患者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に

従業者、入院患者等に周知しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- 2 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 3 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

- 4 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第三十三条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であつた者が、正当な理由なくその業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者その他のものに対し入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)